

平成21年度

年度計画

国立大学法人鳥取大学

目 次

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
	(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
	(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置	2
	(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	3
	(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	5
2	研究に関する目標を達成するための措置	8
	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	8
	(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	10
3	その他の目標を達成するための措置	12
	(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標を達成するための措置	12
	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置	16
	(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置	18
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	18
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	18
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	19
3	職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	20
4	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	21
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	21
1	外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	21
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	22
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	22
IV	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供 に関する目標を達成するためにとるべき措置	22
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	22
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	22
V	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	22
1	施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	23
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	23
VI	予算(人件費の見積りを含む), 収支計画及び資金計画	24
VII	短期借入金の限度額	24
VIII	重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画	24
IX	剰余金の使途	24
X	その他	24
	1 施設・設備に関する計画	24
	2 人事に関する計画	24
	3 災害復旧に関する計画	25
別紙	(予算, 収支計画及び資金計画)	26
別表	(学部の学科, 研究科の専攻等)	29

平成21年度 国立大学法人鳥取大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 大学教育支援機構（平成20年4月設置）において、教育担当理事の下、より機能的な教育支援組織を形成し大学教育の一層の充実を図る。
- 2) 全学部を導入したグレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度について、その実施結果を調査・分析するとともに、引き続きその基準を「全学共通科目履修案内」に掲載し公表する。
- 3) シラバスに、教育内容や授業計画の記載に加えて、成績評価方法及び基準を掲載し、Web上で閲覧できるようにする。また、成績評価基準の明確化を図るため、シラバスの評価基準表記の妥当性を点検する。
- 4) 学生表彰規則等に基づき、大学、学部それぞれで成績優秀者、顕著な活動を行った者を顕彰し、学内に周知する。
- 5) 人間力を根底に置いた教育を実現するため、教養教育等のカリキュラムの見直しを継続する。また、「アウェアネス（自覚・気づき）」を持った学生作りのカリキュラムを発展・充実させる。
- 6) 優れたコミュニケーション能力と豊かな人間性を備え、地域社会で患者本位の全人的医療を実践できる医療人を養成するため、人間性向上教育、プロフェッショナルリズム教育、地域医療教育を重視したカリキュラムを充実させる。

○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 1) 各種国家試験や専門性を活かした資格取得試験等の合格率・資格取得率を向上させるための情報提供やガイダンスを継続して実施する。
- 2) 地域社会が求める人材を育成する教育カリキュラム等を充実する。
- 3) 就職支援担当学長補佐を中心に、全学が協働した就職・進路指導體制を一層充実させる。
- 4) 就職状況、進学状況を把握し、その結果を在学生の進路指導等に活用することを継続する。
- 5) 国内外で活躍する卒業生を公開講座、シンポジウムの講師として定期的に招聘し、学生に社会への関心と人間性豊かな素養を身につけさせる機会を増やす。
- 6) 獣医師養成教育の教育水準を向上させるため、臨床教育部門を中心に年次計画で教育研究体制を整備充実させ、獣医師国家試験の合格率向上及び国内外の教育格差を解消する。
- 7) 教員養成教育の水準を向上させるため、生涯教育総合センターを中心に教員養成等に関する調査・研究を実施し、学内の教員養成に関わるカリキュラムの在り方について検討し、支援を充実させる。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 1) 教育センター（平成20年4月設置）の教育開発部門教員は、教育の成果・効果を検証する。
- 2) 学生の履修状況、単位取得状況、授業評価、卒業後の進路等を分析して、教育の成果・効果を検証し、それに基づく改善が可能な体制を整備する。
- 3) 技術経営（MOT=Management of Technology）教育においては、その高度な内容に応じた授業評価を実施する。
- 4) ポストドクターや大学院生等による評価、大学院生等の修了後の進路分析などから

教育の成果を評価し、それを反映させたカリキュラムの整備を図る。

- 5) 生涯教育総合センターにおいて、社会人学生及び社会人大学院生がリカレント教育の成果を効果的に社会へ還元するための方策について提言する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1) 入学センター（平成19年6月設置）が各学部と連携して行ってきた、A0入学者の追跡調査等による多面的な成果(学業成績だけでなく、大学生生活満足度や、課外活動・ボランティア等大学への貢献度など)の点検・評価を行うことで、より完成度の高いA0選抜方法構築のためのブラッシュアップを行う。推薦入試との差異をより明確にして、学力のみならず、問題意識、問題解決への関心度など、能力・適性の多面的な評価による「実践的マインド」を有する学生の確保に努める。
- 2) A0入試の第1次選考において、面接の在り方など各学部・学科のアドミッション・ポリシーに応じた意欲ある学生を獲得するシステムの構築へ向けた検討を継続する。
- 3) 各学部・学科の特色及びアドミッション・ポリシーに基づいたオープンキャンパスを更に魅力ある内容とすることにより参加者が増加するように努める。
- 4) 入学センター及び各学部は、アドミッション・ポリシーを高等学校等に対して広報誌、ホームページ等を利用し周知する。
- 5) 高等学校等受験者側にとってより信頼性の高い入学者選抜方法を実施するため、高等学校等との連携をより一層深めることに努める。
- 6) 多様な選抜方法が円滑に処理できる入試電算システムの運用を継続する。
- 7) 医学部は、医学科入学者選抜の特別選抜（推薦入試Ⅱ）に地域枠及び特別養成枠を設けるとともに、保健学科入学者選抜の特別選抜（推薦入試Ⅱ）にも地域枠を設け、鳥取県内の高等学校卒業（見込）者及び本人、保護者が鳥取県出身又は鳥取県在住などの高等学校卒業（見込）者を入学させる。また、医療面での地域貢献を更に充実させるため、医学科入学者選抜の特別選抜（推薦入試Ⅱ）の地域枠の拡大を引き続き検討する。
- 8) 医師不足の地域や診療科に勤務する医師の養成を推進するため、医学科の入学定員増について国の方針に則って適切に対応する。
- 9) 大学院の定員充足率を向上させるための方策を検討する。平成19年度設置した地域学研究科では、留学生特別選抜及び社会人特別選抜を実施し、国際性及び多様な学生の確保に努める。
- 10) 9月入学の実施の可否について検討を行うため調査・研究を行う。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1) 鳥取大学と社会とが協働して行う教育（COOPETS=Cooperated Education between Tottori University and Society）などモチベーションの醸成を促す教育の取り組みを更に推進する。
- 2) 釜慶大学校（学術交流協定校）とのダブル・ディグリー（Double Degree：2つの学位）取得留学制度に関する覚書に基づき、留学生の受入れを引き続き行う。さらに、学生の派遣実現のための検討とダブル・ディグリー・プログラム拡大のための環境整備を行う。
- 3) 「メキシコ海外実践教育カリキュラム」について、全学参加に向けたカリキュラムの改善を行い、引き続き実施する。
- 4) 国際連合大学、乾燥地域研究所（チュニジア）、国立農業研究所（チュニジア）、中国科学院寒区旱区環境工学研究所（中国）、国際乾燥地農業研究センター（シリア）と共同して、「統合的乾燥地利用に関する共同修士号プログラム（MSプログラム）」を「乾燥地における総合的資源管理のための人材育成（若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム）」と連携して実施する。
- 5) 倫理、安全、環境問題等、社会的要請のある課題に自ら取り組み、問題を解決する

能力を持つ人材の育成に資するため、必要に応じて教育課程の見直しを行うなど継続してカリキュラムを整備、充実する。

- 6) 社会が要請している即戦力を備えた技術者を養成するため、企業フィールド、国際フィールドの現場を活用した実践的教育（例えば、ものづくり実践教育）を行うとともに、経営や技術課題の解決能力等を有する人材を養成するため、イノベーション科学センター（平成20年4月設置）を中心にMOT教育の普及を図る。
- 7) 技術系学科における日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定取得を推進する。
- 8) 全学共通科目教育、MOT教育、公開講座等を通じて、知的財産に関わる学生教育を行い、社会において知的財産に精通した研究者・技術者の継続的養成を図る。
- 9) 教育目標を学生に十分に理解させ、学習意欲と学習効果を高めるため、大学入門ゼミ（例；英文速読の導入）、地域に出かけるフィールド実習（例；少人数体制で実施）等の授業を強化する。
- 10) 地域の人材と素材を教育に組み込むため、「くらしの経済・法律講座」、「現代農林業事情」等の鳥取県との連携講座を充実させるとともに、鳥取銀行との連携講座として、「マーケティング論」及び野村證券との連携講座として「資本市場の役割と証券投資」等の授業を継続して実施する。
- 11) 卒業研究・修士論文等の公開発表会や報告会を学外で実施することにより、学生の意識を高めるとともに、地域に大学の教育理念や成果を積極的に情報発信する。
- 12) 国内外における半年または1年間の長期インターンシップ制度を充実させる。
- 13) 中国・四国地域の農学系学部を有する大学が連携して、食と環境に関する総合的なフィールド教育の体系化を維持する。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 教育センターにおいて、教材の有効利用及び教科毎の指導法の研究開発を実施する。また、利用されている教材の有効性についても検証する。
- 2) 総合メディア基盤センターと教育センター等の連携により整備された教育面のハード環境とソフト環境などの情報通信技術（IT）を活用した講義の充実に努める。
- 3) 学生が自宅で講義の復習ができる遠隔学習環境を充実する。
- 4) 極めて優秀な学生には、飛び級または早期卒業によって大学院へ進学させる学士一修士5年間教育体制及び修士課程早期修了制度の導入を検討する。
- 5) 人間性豊かな医療人を育成するため、医学科1・2年生を対象に市内の保育園及び高齢者福祉施設をフィールドとして行う「ヒューマン・コミュニケーション」授業を引き続き実施する。
- 6) 医学教育の一層の充実を図るため、平成20年度から試行的に実施している医学科学生の米子地区での一貫教育の成果を検証する。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1) 全学部を導入したGPA制度を活用しつつ、その成績評価方法及び基準を引き続き「シラバス」に掲載するとともに、評価方法及び基準について外部の評価を受ける。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な職員の配置等に関する具体的方策

- 1) 職員の適切な配置について人事委員会で検討する。
- 2) 「非常勤講師任用に関する基準」に基づき、各学部等へヒアリングを行い、非常勤講師の適切な配置に努める。
- 3) 農学部においては、学生の希望も考慮しながら、各学科の教育目標に沿った教育研究分野の充実、授業科目の開設が可能となるよう、教員人事を進め、教育体制を整える。
- 4) 目標に見合った教員の採用を行うため、教員選考委員会に優れた外部有識者を加え

る。

○教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 1) 学生のノート型パソコン必携化を引き続き推進する。
- 2) 全学共通科目の必修科目「情報リテラシ」，「コミュニケーション英語B」でノート型パソコンを利用した授業を継続して行うとともに，専門教育においても電子メールによる課題の提出や質疑応答など積極的な活用を動機づける授業を継続して展開する。
- 3) 教育用ネットワーク，情報コンセント等ハード面が未整備となっている講義室の整備・充実，また，教育用ネットワークのセキュリティの向上などのソフト面を整備・充実するとともに管理及びサービスの体制を強化する。また，パソコン相談窓口により，学生サービスの向上に努める。
- 4) 学生の授業に対する要望を把握し，施設・設備を整備，充実する。
- 5) 学生への授業に関する連絡事項や情報の周知を迅速かつ確実に行うため，ホームページの充実等を図る。
- 6) 講義室・演習室を効率的に供用するため，順次導入している電子管理システムの運用を円滑に行う。
- 7) 教育研究支援の一環として，OPAC (Online Public Access Catalogue)，電子ジャーナル（バックファイル含む）及び文献データベース等の利用促進のための講習会や説明会を継続して開催し，利用者サービスの向上に努める。
- 8) 各分野の教育に関連する図書類の更なる充実を図り，有効に活用される体制を整備する。
- 9) 学外教育機関との単位互換や遠隔講義などを推進する。
- 10) 大学の研究者・学生が，多くの学術コンテンツへアクセス可能な環境を整備するため，学術資料費の予算確保に努める。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- 1) 教員の教育活動の結果に基づく給与面でのインセンティブ付与について検討する。
- 2) 学生，教員相互の授業評価などを踏まえ，評価の有効性などを検討する教員を教育センターへ配置する。
- 3) 学部長は研修必要者にファカルティ・ディベロップメント（FD）研修会への出席を促すなど教員の資質向上策を具体化する。
- 4) 学生と教員による同時授業評価を行い，授業改善につなげる。

○教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- 1) 教育センター等を充実し，教材の有効利用及び教科毎の指導法の研究開発を推進し，利用されている教材の有効性についても検証する。
- 2) メディア教育の在り方を継続して検討するため，情報委員会，総合メディア基盤センター，教育センター及び附属図書館の連携体制を全学共通科目の「情報リテラシ」以外の部分にまで拡大する。
- 3) 総合メディア基盤センターは，職員に対する情報メディア研修を実施するとともに，教育用コンテンツの作成を支援する窓口を有効活用する。
- 4) 教育センターにおいて教育改善に係る取り組みの成果の評価方法を引き続き検討する。
- 5) 学生参加型のFD研修会等を継続して実施する。
- 6) 放射線業務，動物実験，遺伝子組換え実験などの教育訓練に対応するための情報収集のシステムならびに教材の作成・改良を行う。

○全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策

- 1) 他学部開設講義の受講を引き続き推進する。

- 2) 乾燥地研究センターは、グローバルCOEプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」による若手研究者（博士課程学生等）の人材育成支援を行うとともに、国内外の乾燥地科学を志すポストドクター、大学院生、研究生等を積極的に受け入れ、海外の提携機関等における教育を通じて、乾燥地科学に優れた国際的な人材の育成を行う。特に博士課程の学生等に対しては、拠点大学交流事業「中国内陸部における砂漠化防止と開発利用に関する基礎的研究」の正式メンバーへの登用を引き続き推進する。
- 3) 国内外の国際水準の研究者による公開セミナー等を通じて、乾燥地科学の専門知識を各分野の研究者と共有する機会を積極的に増やす。
- 4) 国内外の乾燥地に関する最前線の情報を学生等に提供するため、情報収集の強化を図るとともに、学術標本システム室及び図書室等の機能を充実するなど教育環境の一層の整備を図る。
- 5) 鳥取情報ハイウェイを利用した鳥取～米子間の遠隔講義・会議・講演等の運営が安定的に行えるよう支援を行う。
- 6) 各学部と大学院が連携して学内共同教育等を推進するため、学内共同教育研究施設等は支援を行う。
- 7) 生命機能研究支援センターは、各専門性を生かした学内技術講習会を開催し、大学院生等への教育に貢献する。また、遺伝子組換え実験、動物実験、放射線安全、ヒトES細胞、ゲノム研究等に関する講演会を開催し、安全倫理の教育に貢献する。遺伝子組換え実験の安全管理に関しては、神戸大学の遺伝子組換え実験安全委員会の外部委員として協力するとともに、遺伝子実験施設連絡会議、中国地方の大学と連携して全国レベルの講習会等を開催し、全国的な安全倫理の教育に貢献する。
- 8) 卒業論文作成のための特別研究について、他学部との相互乗り入れの選択肢を増やす。

○学部・研究科等の教育実施体制に関する特記事項

- 1) 連合農学研究科の設置目的を達成するための教育研究を継続して実施する。
- 2) 連合農学研究科では独立行政法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）と連携し、教育・研究の一層の充実を図る。
- 3) 社会人・留学生・一般学生について、10月入学を引き続き実施し、学生受け入れについて柔軟な対応を図る。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

【学習支援体制の充実】

- 1) 学生の理解度に対応した学習支援体制を充実させるための方法として、ティーチング・アシスタント、オフィスアワーの活用等を引き続き行う。
- 2) 入学センターは、教育センター及び各学部と協力し、A0入試及び推薦入試の合格者に対して、入学前教育を継続して実施し、科目別等の学習支援、学習意欲及び職業観の向上を図るとともに、入学後についても学生ボランティアとして「入学前教育プログラム」や「大学見学会」・「進学説明会」等への参加を促し、フォロー教育の充実を図る。
- 3) 新入生オリエンテーションにおいて、全学共通科目履修指導、主題科目抽選制度、パソコン必携化について説明する。
- 4) 大学教育・生活の不安・悩みを解決し有意義な学生生活が過ごせるよう、新入学生と職員の話し合いの場を企画するなど、指導・助言の機会を増やす。
- 5) 1年次教育を充実させるため各学部新入生のオリエンテーション、大学入門ゼミ等を通じて、大学教育・生活への適応支援を継続して実施する。
- 6) 鳥取県教育委員会との連絡協議会で、教養基礎科目を充実するための履修方法、授業内容等について継続的に意見交換する。また、教育委員会と教養基礎科目担当の高

等学校教員を交えて意見交換会を開催し、意見を反映させる。

- 7) 図書館を利用するためのオリエンテーション、説明会等を充実させるとともに、学生に対する講義支援の一環としてシラバス掲載図書を継続して購入する。
- 8) 各学部等においては、学生が自由に情報検索、収集等に使用できるLAN設備の整った自習室、自習・交流スペースを設置するなど、アメニティ学習環境の整備を図る。
- 9) 学習支援に寄与する組織（附属図書館、国際交流センター、教育センター、総合メディア基盤センター、生命機能研究支援センターなど）が連携し、より充実した学習支援を行う。
- 10) 学生の課外活動施設・設備の状況把握に努め、整備、充実を図る。
- 11) 学務支援システムを活用し、情報のワンストップ体制を発展させる。
- 12) 総合メディア基盤センターは、遺伝子・プロテオーム情報教育、放射線安全教育などを充実させるため導入した全学で利用できるサーバとソフトの活用及び学生向けの広報用電子掲示板システムの運用について、引き続き支援する。
- 13) 生命機能研究支援センターは、全学共通科目の生物系、物質系教養教育を継続して支援するとともに、化学系教育について新しく支援する。
- 14) 生涯教育総合センターにおいて、「教職教育連絡会」、「介護等体験連絡会」を開催し、全学の教員養成の連絡調整を行うとともに教職員による教員免許の学習会を行うなど、全学の教員養成体制を充実・支援する。
- 15) 生涯教育総合センターにおいて、教職志望者を支援するために設置された「教職相談室」で、教員採用試験等に関する相談に応じるとともに、教職についての学習を深めるための「教職ゼミ」を開催する。

【学生相談機能の充実】

- 1) 相談機能を充実するため、学生のニーズを常に把握するとともに、教育支援課、生活支援課、就職支援課の業務の専門性を高めて、各学部、学外の諸機関と連携を図りながら、修学、就職、経済的な悩み等の相談体制をより一層充実させるとともに、職員の資質向上と意識改革を図る。
- 2) 学部等においては、学級教員を活用して日常的に学生とふれあう機会を増やし、基礎学力向上支援や学習相談機能の充実を図る。
- 3) 学生相談内容の多様化に対応するため、ホームページを充実、積極的な情報提供を行うとともに、学生が気軽に利用できる体制を整備し、相談用ホームページの有効利用を促進する。
- 4) 健康相談に対応するため、保健管理センターに配置したカウンセラー、保健師及び看護師の連携強化を図る。また、保健管理センターの診療機能の充実を図るための体制（学校医の採用、委嘱）について引き続き検討する。
- 5) 保健師、看護師等による学生へのきめ細かな健康指導・健康相談を充実し、サービス向上に努める。

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策

【学生支援体制の充実】

- 1) 多様化した生活相談に対応するため、相談員を始め、職員を対象に講演会等を継続して開催する。また、学生に対して「情報リテラシ」の講義で情報倫理とインターネット上のリスクを教育し、ネットワークに係わる被害防止を図る。
- 2) 保健管理センターのカウンセリング機能、及び「なんでも相談窓口」の業務、利用方法等について、積極的にPRを行い学生のニーズに応える。
- 3) 生活支援課相談室及び生活支援課内に、生活情報の資料提供ができるためのスペースを確保する。
- 4) 同じ学生という立場からの相談対応を充実させるため、ピアサポーターを継続して募集し、研修を実施する。

- 5) 就職支援課を学生の就職活動の拠点とすべく、就職相談について専門的に対応できる就職相談員を継続して配置し、適性診断テストなどを活用しながら、学生の満足度の高いサービスを提供する。
- 6) 各種就職担当者セミナー等に継続して参加し、情報収集の強化を図る。また、教職員への啓発活動として、就職支援・キャリアデザインに関する外部の専門家を招き講演会等を開催する。
- 7) 中四国・首都圏情報産業リクルート連携推進協議会と連携し、学生の就職活動、Iターン、Uターンの支援及びインターンシップ派遣先の確保に努める。

【学生支援内容の充実】

- 1) 安全で充実した学生生活が過ごせるよう、悪質商法などの被害者とならない生活知識等の情報を随時周知する。なお、被害者となった場合は、学外の関係機関等と連携し、学生保護に努める。
- 2) 授業担当教員、学級教員及び保護者等関係者との連絡を密にし、不登校及び成績（修学）不振者の早期発見に努め、適切に対応する。
- 3) 必要に応じ学生相談室専門相談員及び保健管理センター等と連携し、きめ細やかで適切な指導・助言を行う。
- 4) 教養教育改革と連動して、キャリア特定科目を設定し、キャリア支援部門の教員によるキャリア教育授業の充実を図る。また、教養、専門科目においてキャリアに関連するキャリア形成科目群の選定を行う。
- 5) 公務員等の受験対策講座を継続する。
- 6) 就職ガイダンス、国・自治体・企業等の採用試験の説明会、面接対策指導等を実施するとともに、ホームページ等を活用し就職情報を積極的に提供する。また、就職支援バスの運行（鳥取～大阪）等を継続して実施する。
- 7) 就職手帳及び企業向けパンフレットの配布を継続する。
- 8) 就職支援に係る満足度調査を継続して実施し、就職支援の在り方を検討する。
- 9) 男女共同参画社会やハラスメントなど人権に関する講演会、説明会を継続開催し、学生、職員の意識改革を徹底する。
- 10) 休学学生の指導教員を決め、定期的に面談及び報告を行うシステムを充実させる。

○経済的支援に関する具体的方策

- 1) 奨学金及び授業料免除については、引き続き情報提供の充実及び申請手続きの効率化を図り、経済的支援を必要とする学生に対する免除に加え、成績優秀な学生を対象とした入学料免除制度を継続する。また、新たな奨学金制度（民間企業からの寄付金を原資とした奨学金給付）の運用を開始する。
- 2) 家庭教師や健全な業種のアルバイト等の情報を提供するなど、生活支援サービスを充実する。
- 3) 学生の経済的自立を支援するため、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント制度を拡充し、一層の充実を図る。
- 4) 大学院博士課程（博士後期課程）学生に対する奨学金制度を継続する。
- 5) 優秀な学生には日本学術振興会（学振）特別研究員、産学・地域連携推進機構プロジェクト研究員への応募を奨励する。
- 6) 学級教員は、保護者との連絡を密にするなどにより、学生の経済的状況を的確に把握し、適切な指導助言を行う。

○社会人・留学生等に対する配慮

- 1) 留学生については、留学生オリエンテーション、ホームページを活用した情報提供を一層充実させ、国際交流センター、保健管理センター及び各学部が連携の上、(財)鳥取県国際交流財団、鳥取市国際交流プラザ等の協力を得ながら個別ニーズに対応し

たきめ細やかな支援を継続して実施する。また、交通事故，火災，地震などの災害や事件に対する安全研修会，講習会を実施する。

- 2) 留学生の学習成績や国際交流事業への参加状況等のデータを各種奨学金の推薦や学習及び生活指導に活かすとともに，学習成績については学部・研究科，学生部と連携のうえ留学生の指導を行う。
- 3) 留学生の健康診断の受診率向上に引き続き努めるとともに，事後の保健指導の充実を図る。
- 4) 各学部において修得した専門的知識を生かして社会貢献できるよう，適切な就職・進路指導，各種国家試験受験指導等を継続する。
- 5) 留学生用図書については，留学生のニーズ調査を行い，効果的な留学生図書の整備を行う。
- 6) 鳥取県留学生等推進協議会と連携した新たな留学生支援システムを構築し，地域性を活かした事業として留学生を積極的に支援する。
- 7) 大学コンソーシアム山陰の一環として，短期語学研修（派遣・受入れ）・スキー研修などを実施し，構成大学と国際交流に関する連携を図る。
- 8) 社会人大学院生，社会人受講生については，講義等が受講しやすいよう，土曜日に開講したり，夏期（8・9月）や冬期（1・2月）に集中講義を開講したりするなど，柔軟な対応策を講じて，社会人大学院生，社会人受講生を増加させる。
- 9) 社会人大学院生を含め，学生が自宅学習を可能とするeラーニングシステムのコンテンツの改訂・充実を図る。
- 10) 総合メディア基盤センターは，医学系研究科の社会人大学院生用及び卒業後臨床教育用の遠隔教育を支援するための教育コンテンツ運用支援及び遠隔教育用サーバ管理等のサービス充実に努める。
- 11) 生涯教育総合センターにおいて，社会人学生及び社会人大学院生が個別の事情やキャリアに応じて学習・研究計画を遂行するための支援体制について提言する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

【異分野教員の研究の融合】

- 1) 学術研究推進戦略に掲げた「持続性ある生存環境社会の構築」に向けて，医工学連携，医農学連携など，異分野教員の研究を融合させた部局横断的研究プロジェクトを継続する。
- 2) 世界的水準に相当するような高いレベルの基礎・応用研究，異分野間の共同研究等を引き続き推進する。
- 3) 生命機能研究支援センター鳥取地区放射線施設は，鳥取地区におけるRIを用いた先端的バイオサイエンス・バイオテクノロジーの研究を重点的に支援するため，大学院生及び教員を対象とした技術教育を継続して実施する。
- 4) 子どもの社会能力の獲得過程やその神経基盤の解明を目的とした研究を推進する。

【本学の特性を生かした先端的研究】

- 1) 乾燥地研究センター(全国共同利用施設)は，国内外の研究者の参加を得て「乾燥地の砂漠化防止と開発利用に関する基礎的研究」を継続して推進する。
- 2) 共同利用研究者による共同研究，共同研究発表会を継続して実施する。
- 3) 農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターは，人獣共通感染症の撲滅の研究を引き続き推進する。
- 4) 農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センターは，菌類きのこの機能解明等の研究を引き続き推進する。

【地域のニーズに即した研究】

- 1) 学内に登録された教育・研究プロジェクトの育成・強化を図り、教育研究の高度化及び活性化を推進する。
- 2) 産学・地域連携推進機構は、連携協定を結んでいる（財）鳥取県産業振興機構や金融機関等を活用して、地域の社会的ニーズの把握に努め、地域社会に貢献できる研究を推進する。
- 3) 地域貢献支援事業として取り組んできた、地域の環境・風土・文化に係る研究成果を地域社会へ積極的に還元する。
- 4) 地域学部は、「地域学研究会」を中心に、空洞化が進行する中心市街地や過疎高齢化が進行する中山間地の再生などの調査研究を推進する。また、「日本の子ども発達コホート研究」、「千代川流域圏の環境特性」等の学科プロジェクト研究、あるいは各学科教員が主体的に関わる研究プロジェクトを推進する。
- 5) 鳥取県公設試験研究機関と連携して設立した「衛生・環境研究会」、「地域情報化研究会」、「食品開発と健康に関する研究会」、「日本海水産資源研究会」等の活動の支援を強化して、地域ニーズに即した研究を推進する。
- 6) 「持続的過疎社会形成研究の推進」について、全学的に取り組み、持続可能な過疎社会形成のための総合的な方法確立し、研究成果を地域社会に還元する。
- 7) 「都市エリア産学官連携促進事業」の研究成果に基づき、（財）鳥取県産業振興機構や米子・境港市内の地元企業等と連携し、新規事業の創出及び研究開発型の地域産業の育成を図る。
- 8) 鳥取県企画部情報政策課と連携して地域情報ネットワークの充実に努める。
- 9) 医学部は、生物学的ペースメーカーの開発とその応用に関する研究等、地域のニーズに即した研究を引き続き推進し、地域医療への貢献を目指す。
- 10) 工学研究科に「産業創生工学講座(日本セラミック)」（寄附講座）（仮称）を設置し、MEMS (Micro Electro Mechanical Systems) 技術を中心として、センサー等の研究を推進するとともに地域に根ざした産業人材養成を行う。
- 11) 工学部附属電子ディスプレイ研究センター（寄附研究部門）は、鳥取県及び県内外の企業と連携のうえ、電子ディスプレイ等に関する研究拠点の形成及び高度専門職業人の養成を行う。
- 12) 生涯教育総合センターは、地域の生涯教育の現状と課題に関する調査を行い、教育内容・方法・組織に関する実践的な研究を推進する。

○大学として重点的に取り組む領域

グローバルCOEプログラムである「乾燥地科学拠点の世界展開」（平成19年度開始）及び「持続性社会構築に向けた菌類きのこ資源活用」（平成20年度開始）に取り組む。また、ライフサイエンス、ナノテク、情報通信、環境、福祉に関する研究領域の中でも、本学の学術研究推進戦略に基づき、環境とライフサイエンスに重点的に取り組む。そして、学部及び大学院が有機的に連携し取り組める研究課題の創出に努め、次に掲げる領域・研究の進展を図る。

- 1) 言語処理技術、感性工学、高機能電子デバイス開発に基づいた次世代マルチメディア基盤技術の開発
- 2) 未利用資源有効利用
 - ① バイオサイエンスの基礎研究に基づく、キッチン・キトサン等の生物資源の有効利用策
 - ② キトサン金属複合体（CCC）による生物材料の劣化防除法の開発
 - ③ 「イカ加工産廃からのコンドロイチン硫酸抽出」に関する研究
- 3) サステイナブルな地域再構築
 - ① 農業・森林・水産資源の保全・開発及び自然との共生・調和を通じた、地域循環型農林水産業の構築

- ②農業水利システムの多面的機能の活用，生活交通計画づくりなど，中山間地活性化のための過疎経営に関する研究
- ③地域政策・教育・文化・環境の調査研究による持続的発展策の追及
- 4) 自然エネルギー有効利用のための基盤技術開発とシステム開発
- 5) ヒト幹細胞を使用した再生医療への応用を目指す基礎研究を推進する。
- 6) 「染色体工学技術開発の拠点形成」から創出された「新型人工染色体ベクター導入動物（トランスクロモソミックマウス）作製技術」を用いた研究

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 研究者の研究業績，技術相談可能テーマ，シーズ及び社会貢献などを逐次ホームページ等で積極的に公表する。
- 2) 本学と鳥取県が共催する産学官連携フェスティバルやビジネス交流会（東京，大阪，名古屋ほか），鳥取大学振興協力会等において，鳥取大学教員と企業関係者が交流する機会を提供する。併せて，本学のシーズを紹介し，企業ニーズとのマッチングを図る。
- 3) 産学・地域連携推進機構ホームページ，知財部門ニュース，開放特許活用例集，特許流通データベース，研究成果展開総合データベース(J-STORE)，技術シーズ統合検索システム(e-seeds.jp)，及び鳥取県知的財産ポータルサイト等の知財関連の発行冊子や情報システムを活用して，知的財産権の普及を継続的に図る。
- 4) 産学官連携推進会議，イノベーションジャパン，CIC新技術説明会，産学官連携フェスティバル等への本学シーズの出展や権利の活用によるビジネス支援，技術移転支援などの知的財産活動を通じて研究成果の還元を図る。
- 5) 鳥取県公設試験研究機関等と共同で行う沿岸地域の保全のための調査・研究・開発を推進する。
- 6) 鳥取県地域情報化研究会や食品開発と健康に関する研究会等で構成する「とっとりネットワークシステム（TNS）」の運営を活発化し，研究会の活動強化と研究者・技術者の交流を推進する。
- 7) 鳥取大学の研究成果を社会に還元するため，鳥取大学研究成果リポジトリの内容の充実を図る。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- 1) 外部有識者による点検と評価を継続実施し，実績報告に基づく評価を受ける。
- 2) 著書，論文のインパクトファクターだけでなく，学会における受賞歴等による研究水準の検証並びに一般市民を対象とした講演会などの企画実績及び特別講演，教育講演，シンポジストとして招待講演を行った経験等研究成果の社会的意義を評価できるような仕組みについて検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1) 農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センターは，「菌類きのこ遺伝資源評価保存研究部門」の設置によりスタートさせた「菌類きのこ遺伝資源を活用した新機能開発事業」を推進するとともに，既設の3研究部門（環境生態学，分子遺伝学，機能開発研究部門）と連携し，菌類きのこに関する高レベルで特色のある体系的な研究を更に進める。
- 2) 農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターは，国内外の大学・研究機関と連携し，国内侵入経路の推定，出現予測及び監視体制確立研究の3つを主軸とした研究開発プロジェクトを更に推進する。
- 3) 教育研究分野を超えた研究ユニットの編成方法や支援方法を引き続き検討する。
- 4) 研究実施体制の充実のため，ポストドクター，リサーチ・アシスタント，外国人客員研究員等との拡充を図るとともに，教員，研究者の選考方法を工夫することなどにより，組織の強化を継続する。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- 1) 学内の競争的資金である学長経費は、取扱要領に基づき、外部資金（科学研究費補助金等）の申請状況と結果等を勘案のうえ効果的な経費配分を行う。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1) 大型設備等の整備については、「研究・社会貢献委員会」が「鳥取大学における設備整備に関するマスタープラン」に基づき審議のうえ、原則として、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設に設置し、広く有効活用を図る。また、生命機能研究支援センター（機器分析分野、遺伝子探索分野）が中心となり、学内の現有大型機器の集中化と利用システムの合理化、効率化を進めるとともに、機器の管理・運営を行う。
- 2) DNAシーケンサー、DNAチップ解析装置、WAVE解析装置、リアルタイムPCR解析装置、質量分析装置、元素分析装置、NMR、共焦点レーザー顕微鏡などの大型設備を利用した解析支援活動を引き続き行う。また、胚操作の機器や培養細胞機器を用いて、遺伝子ターゲティングによる遺伝子改変マウス（ノックアウトマウス）および本学オリジナルの新型人工染色体ベクター導入動物（トランスクロモソミックマウス）作製支援活動を充実させる。
- 3) 農学部附属動物病院の増築並びに既存施設の改修・有効利用、その他設備（温室、フィールドサイエンスセンター）の施設整備を進める。
- 4) 遺伝子解析支援、機器分析支援、動物作成支援などの研究支援活動を他大学や企業などの外部機関にも提供できる体制を本格的に稼働させる。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 1) 知的財産管理システムを活用し、知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する一括管理運営を引き続き充実する。
- 2) 特許・文献統合データベース（JSTPatM）JP-NETサービスシステム等の知的財産に係わる情報システムの活用を図る。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1) 教員の研究活動の結果に基づく給与面等でのインセンティブ付与について検討する。
- 2) 外部資金獲得について、獲得活動に対する評価と研究内容に合わせた適切な外部資金の紹介・資料作成の支援を目的とする個人研究業績（外部資金獲得・申請）システムの充実を図る。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

【学内共同研究】

- 1) 産学・地域連携推進機構は、コーディネーターによる教員面談情報とともに、各教員のシーズや知的財産取得情報を把握し、学内外のニーズとのマッチングを行い共同研究や学内の異分野間の共同研究を積極的に推進する。
- 2) I-2-(1)の「目指すべき研究の方向性」に記載したとおり、異分野教員の研究を融合させる研究プロジェクトを活発化させるため、各部局間の連携を引き続き強化する。
- 3) 情報通信・情報メディアに関連した研究に対する基盤整備を行うため、総合メディア基盤センターを活用し、学内のサーバ、ネットワークの一元的管理体制を推進する。特に、平成21年度には、電子計算機システムのリプレースを行う。
- 4) 生命機能研究支援センターは、染色体工学技術開発、鳥由来人獣共通感染症疫学研究、グローバルCOEプログラム（持続性社会構築に向けた菌類きのこ資源活用）など、各分野の研究支援活動を充実させるとともに、遺伝子・再生医療に対応した支援活動を活発にし、生命機能研究支援センターの利用率を向上させる。
- 5) 共同研究を推進するために、遺伝子解析、プロテオーム解析、動物実験などの技術

をより向上させる。

- 6) 米子地区の遺伝子再生医療研究会，鳥取地区の未利用資源開発研究会を充実させ，トランスレーショナルリサーチ，環境，ナノテクノロジー，乾燥地研究などの研究推進を支援する。
- 7) 地域学部，生涯教育総合センター，附属学校園は，全学的な共同研究体制のもとに共同研究を引き続き推進する。
- 8) RI施設の利用率の向上を図るため，教員，大学院生を対象に教育訓練，技術教育を実施し，また，利用者の安全確保の視点から放射線測定器等を充実させるなど，作業環境測定及び被ばく管理を十分行い，より安心・安全で利用しやすい施設とする。
- 9) 動物実験施設の利用効率の向上及び関連する法令遵守のために，共同実験室や飼育室の整備を進める。

【全国共同研究等】

- 1) 競争的資金に係る情報や乾燥地関連プロジェクト情報を収集するとともに，研究プロジェクトの企画・立案を行い，各種競争的資金の確保に努める。
- 2) 乾燥地科学分野の研究を推進するため，グローバルCOEプログラム等のプロジェクト研究を中心とした効率的な研究体制の構築を図り，国際共同研究の推進や国際乾燥地域農業研究センター（ICARDA），砂漠研究所（DRI），中国科学院水利部水土保持研究所等の海外研究機関の活用を図る。

○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- 1) 工学部では，地震予知のための新たな観測研究計画（第2次）に基づき，「西南日本弧の地震特性と深部構造の関連及び海洋プレートの形状と脱水反応による流体分布の解明に関する地震予知研究」を他大学・研究機関と連携して行う。

3 その他の目標を達成するための措置

（1）社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

【地域社会との連携】

- 1) 地域連携担当理事の下，産学・地域連携推進機構の地域貢献部門及び米子地区地域連携部門を窓口とし，年度毎にPlan・Do・Check・Action（PDCA）サイクルに基づく管理を行うなど，全学的な推進体制を強化する。
- 2) 地元自治体とのパートナーシップに基づく地域貢献支援事業を積極的に推進する。
- 3) 鳥取県や県内4市と本学の連絡協議会や県各部局と各学部との意見交換会を定期的に開催し，地元行政との連携を強化する。
- 4) 鳥取県や県内市町村との連携を強化しながら，過疎対策や定住促進対策に取り組む。
- 5) サイエンス・アカデミー（公開セミナー）やとっとり駅南教室を継続して開催する。
- 6) 地域の需要及び住民の関心がある事項（梨栽培技術，アグリテクノ，人獣共通感染症を含む公衆衛生上の問題である鳥インフルエンザ等）に関する講演会，シンポジウム，公開講座等を開催するとともに，講師派遣等を通じ住民への教育活動，自治体への支援活動を実施する。
- 7) 鳥取大学が日南町と共同設置した「鳥取大学・日南町地域活性化教育研究センター」を活用して，過疎高齢化が進行する日南町における農林業の振興，自然環境の保全，都市との交流と住民の定住に関する研究を推進するとともに，実践教育のフィールドとして引き続き有効活用を図る。
- 8) 琴浦町の農林水産業を始めとする地域活性化方策を支援するとともに，実践教育のフィールドとして活用する。
- 9) 棚田ボランティア等を通して農家と学生との交流の場を設ける。また，「手づくり祭り」ボランティア等を通して地域住民と学生との交流の機会を設ける。

- 1 0) 中学生，高校生，一般を対象とした技術講習会などの市民講座を開催する。
- 1 1) 地域生涯学習の課題を明らかにするため，教育関連諸機関と連携した調査研究を行い，その成果を公開講座等により地域住民へ還元する。
- 1 2) 鳥取市役所駅南庁舎に設置した鳥取サテライトオフィスを，地域貢献，産学官連携の推進，社会人教育，生涯学習等の活動拠点として活用に努める。
- 1 3) NPO法人など地域住民との連携により，中心市街地活性化への取組を継続し発展させる。地域学部附属芸術文化センターでは，講演系のアートフォーラム，上演系のアルテフェスタを開催し，地域の芸術文化の向上を支援する。
- 1 4) 鳥取県立図書館，鳥取環境大学，鳥取短期大学，米子工業高等専門学校及び県内4市及び1町の公立図書館における県内図書館ネットワークを利用してサービス提供内容の充実に努め，また，大学図書館と公立図書館との職員相互派遣研修を継続し，県全体の地域の図書館レベルアップを図る。
- 1 5) 地域学習社会の構築のために，各種市民団体・学習者と大学との協働体制を確立し，各種の生涯学習の成果を社会に還元する。

【児童・生徒への教育支援】

- 1) 児童・生徒に対する啓発的な「森に学ぶ」等の学習機会の提供を促進する。
- 2) 鳥取県や鳥取県教育委員会との連携を強化しながら，「子どもたちのための楽しいものづくり技術学講座」，「子どもたちのための最先端の技術学講座」，「夏休み工作教室」など青少年向け科学人材養成の取り組みを継続して実施する。
- 3) 本学と関係教育機関と共同で設置した「わかとり科学技術育成会」で，「とっとり子ども科学まつり」を引き続き支援する。
- 4) 中学生職場体験学習を継続して行う。

【地域教育への支援】

- 1) 地域の教育力の向上を図るため，引き続き現職教員，公務員，保育士，学童保育指導員へのスキル向上研修等を開催するとともに，鳥取県との教育職員の相互派遣に関する協定を継続して実施することにより大学教育を充実させる。
- 2) 鳥取情報ハイウェイ等を活用した高等学校等への遠隔講義体制の円滑な運用を図る。
- 3) 県内全地区の高校図書室への図書貸出サービスを継続する。
- 4) 学校等の教育活動の円滑な実施に寄与するとともに，学生の社会貢献や教職への意欲を培うため，学生教育ボランティア事業へ積極的に参加する。
- 5) 教員免許更新制の導入に伴い，全学体制で，教員免許更新講習を実施する。
- 6) 平成19年度文部科学省採択事業の「がんプロフェッショナル養成プラン」及び「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の推進により，がん専門医師やコメディカル等へより充実した教育内容で地域の医療人養成を図る。
- 7) 深刻な医師不足にある地域の医療機関を支援し充実させることを目的とした大学病院連携型高度医療人養成推進事業を実施する。
- 8) 附属学校園及び地域の教育諸機関における教育相談活動をスーパーバイズする。
- 9) J S Tの地域科学技術理解増進活動推進事業「地域ネットワーク支援」の採択を受け創設した「ものづくり道場」を拠点にして，地域のものづくりリーダーの養成，科学技術理解ネットワークづくりを行い，地域のものづくり，科学技術推進活動の支援を行う。

【大学教育の充実】

- 1) 野村証券講座，鳥取銀行講座，教養特別講義など全学共通科目等に地元企業の経営者等を講師に迎えるなど，引き続き多角的な教育を実施する。
- 2) 鳥取県等とのインターンシップの協定を継続するとともに，学生のニーズを把握し派遣先の確保に努める。

- 3) インターンシップへの参加を促すため、学生に対する講演会を実施する。
- 4) インターンシップの一環として、附属図書館へ司書を目指す学生等及び産学・地域連携推進機構へ高度特許技術者を目指す学生等の受け入れを引き続き実施する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

【産学・地域連携推進機構】

研究推進部門，知的財産管理運用部門，地域貢献部門及び米子地区地域連携部門から構成される産学・地域連携推進機構を中核として，研究支援体制を一層充実・強化し，産学官を中心とした地域連携をより機動的かつ弾力的に展開する。

- 1) 産学・地域連携推進機構運営委員会において，広範研究領域での共同研究体制，プロジェクト研究体制について検討する。
- 2) 企業対応データベースを積極的に活用して，共同研究や受託研究等を一層促進する。
- 3) 大型プロジェクト獲得のため，産学・地域連携推進機構内の外部資金獲得支援室の活動を強化して，外部資金導入の増大を図る。
- 4) 各部局間の連携を強化するとともに，研究成果，教育成果等を関係機関との連絡会等を通じて，地域社会に対し積極的に紹介する。
- 5) 総合メディア基盤センターは，鳥取情報ハイウェイ等を介して地域に向けた遠隔技術協力のための具体策を検討の上実施するとともに，ネットワークを利用した多地点公開講座開催等を支援する。
- 6) 教育研究に関する進展の動向や，社会のニーズ等に対応したMOT教育推進のために，MOTイノベーションスクールを引き続き開講する。スクールでは，社会人やMOTに関心のある大学院生を中心に受け入れて，実践的な技術課題解決型のワークショップを展開する。
- 7) 鳥取県内の自治体や公設試等の協力の下に，中国地域を視野に入れた知的財産権の活用に向けた「鳥取大学知的財産活用連携会議」を活用し，企業への技術移転の方策を検討する。
- 8) 21世紀COE等の大型等の大型プロジェクトの効率的推進のため，鳥取県・企業との連携による知的財産戦略を推進する。また，文部科学省，特許庁，中国経済産業局及び鳥取県商工労働部等の知的財産関連行政機関や他大学の知的財産部門等との連携による各種知的財産セミナーや講習会，客員教授による特許相談会等を実施する。
- 9) 科学技術相談の冊子を更新し，本学研究者のシーズや技術相談可能テーマなどの情報を発信する。
- 10) 産業界からのニーズの受信窓口として，産学・地域連携推進機構に外部から気軽に相談できるように配慮するとともに，産学官連携組織や研究シーズを紹介できる体制を充実し，地域との連携を深める。
- 11) 米子地区地域連携部門の専任コーディネーターと連携を図り，米子地区での活動を推進する。
- 12) 鳥取大学振興協力会と協力し，産学交流事業（講演会，交流会，研究開発検討会等）を東部・中部・西部で実施するとともに，教員による企業訪問，県内行政機関との連携により，地域社会からの要請の把握に努める。
- 13) 著名な研究者・技術者を産学・地域連携推進機構の客員教授に迎え，企業での研究開発や知的所有権などの現在の課題について，現場での諸問題を取りあげる産業科学特別講義（客員教授セミナー）を実施する。
- 14) 鳥取県下の研究・行政機関等との連携により，地域独自の生産技術や環境保全に関わる研究プロジェクトを継続して実施する。
- 15) 東京リエゾンオフィス，大阪オフィス，駅南サテライトオフィス等を活用し，県外企業とのビジネス交流会を鳥取県（東京，関西，名古屋本部）や，（財）鳥取県産業振興機構と共催するとともに，産学官連携を推進し企業ニーズとのマッチングに努め共同研究，受託研究の件数の増加を図る。

- 1 6) 連携協定を締結した金融機関及び自治体等から受け入れた派遣職員を活用してコーディネーター機能の充実を図るとともに、産学・地域連携推進室連絡会を定期的開催するなど、産学官連携を強化する。
- 1 7) 鳥取県内のコーディネーター等で構成する産官学コーディネーター連携推進会議の活動を活性化する。
- 1 8) 大学発ベンチャーの育成制度に基づき、本学教員による大学発ベンチャーの設立支援活動を促進する。
- 1 9) 文部科学省の産学官連携戦略展開事業である「中国地区産学官連携コンソーシアム」の活動を通して産学官連携の強化を図る。

【農学部】

- 1) 農学部では、平成19年度に発足した鳥取県農林水産業産学官技術会議（鳥取県、農林業団体、鳥取大学で組織）に引き続き参画し、農林水産業分野における産学官連携を一層推進する。

【乾燥地研究センター】

- 1) 乾燥地研究センターの支援組織である「とっとり乾地研倶楽部」と協力し、講演会や交流会を開催する。また、一般公開、見学者の受け入れ等を一層推進する。

【就職支援課】

- 1) 鳥取県や県内経済団体との連携により、県内産業企業紹介フェア及び企業見学会を実施し、学生の県内定着促進に努める。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- 1) 大学コンソーシアム山陰の今後の在り方を検討するとともに、事業の活性化を図り、組織の活動を活発化する。
- 2) 鳥取県大学図書館等協議会幹事館として一層の連携を強化し、地域における大学図書館として地域の核となるサービスの充実に努める。また、中国四国地区国立大学図書館協会加盟館として人材養成及びキャリアアップを図るため、地区内の一層の連携強化に努め、地区内図書館職員の活性化とコミュニティーづくりを目指し、事業へ積極的に参加する。
- 3) 地域の私立大学、高等専門学校教員及び公設試験研究機関研究員の博士学位取得を積極的に支援する。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

【学術交流協定締結校との交流】

- 1) 学術交流協定締結校との交流活動の現状を見直し、より一層の活性化を図るとともに、他のアジア圏との交流協定締結についても検討する。
- 2) 釜慶大学校（学術交流協定校）とのダブル・ディグリー（Double Degree：2つの学位）取得留学制度に関する覚書に基づき、留学生の受入れを引き続き行う。さらに、日本人学生の派遣実現のための検討とダブル・ディグリー・プログラム拡大のための環境整備を行う。
- 3) 学術交流協定校との語学教員の相互派遣等を行うことにより、語学教育の充実を図る。
- 4) Grenoble大学（フランス）、Waterloo大学（カナダ）、江原大学校・春川教育大学（韓国）、東北農業大学・内モンゴ師範大学（中国）での夏期語学・文化研修について、一層充実させるよう検討し引き続き実施する。
- 5) インターネット、留学ガイダンス及び留学相談会を通じて学生に学術交流協定校の情報を提供することにより、交流への参加を呼びかけ、留学希望者を増加させるとと

- もに、留学予備教育としての語学強化コースを継続して実施する。
- 6) 大学コンソーシアム山陰において、国際交流（特に語学研修等）や施設の相互利用について情報交換会を行い、相互の協力体制と学生の参加について一層の強化を図る。
 - 7) 学術交流協定締結校との研究者交流・共同研究・シンポジウム開催等を行うための資金を確保し、交流を促進する。
 - 8) 学生派遣や留学生受入れに係る危機管理体制を再構築する。

【その他の大学・研究機関との交流】

- 1) 乾燥地研究センターにおける、外国人研究者、留学生の一層の受け入れを推進するとともに、教員のみならず、ポストドクター、大学院生、技術職員、事務職員の海外派遣数を増加させる。
- 2) メキシコ合衆国北西部生物学研究センターに開設した「鳥取大学教育・研究拠点」において、乾燥地農学開発に関する教育・研究並びに「大学国際戦略本部強化事業」、「メキシコ海外実践教育プログラム」を継続して展開するとともに、職員を派遣し、スキルアップを図る。
- 3) エジプト・アラブ共和国国立水研究センターを中心とした外国人研究者の受け入れを行うとともに、日本人研究者の海外派遣を引き続き実施する。
- 4) 優秀な留学生を受け入れ、特別プログラムで修士・博士一貫教育を引き続き行う。
- 5) 中国農業科学院（北京市）に海外拠点を設置し、国際的ネットワークの構築により、優秀な留学生の確保と、国際戦略に基づく学術交流などの推進を図る。

【その他の国際交流推進策】

- 1) 平成16年度に実施した地域学に関する国際会議の成果を生かし、継続して北東アジア圏との研究交流の充実を図る。また、北東アジア地域大学教授協議会の活動に鳥取県の幹事大学として積極的に参加する。
- 2) 外国の研究者や教員の招聘費用について、国際交流基金による支援を引き続き行う。
- 3) 職員へ提供する交流情報を充実するとともに、引き続き援助資金の有効活用を図る。
- 4) 引き続き職員や大学院生の海外派遣を行う。
- 5) 国際交流会館及びその他の学内施設の有効利用を図るとともに、学外施設の利用についても検討する。
- 6) 本学の国際共同研究等による国際交流活動を把握するため、各教員への調査等を実施し、今後の国際戦略構想、国際交流活動に活かす。
- 7) 附属学校園は、引き続き、海外の姉妹校等との交流の推進及び教員の海外研修を実施する。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- 1) 乾燥地研究センターと中国科学院水利部水土保持研究所との国際共同研究及び両機関を拠点大学とする日本学術振興会拠点大学方式学術交流事業を引き続き推進する。
- 2) 農学部では、JICA集団研修「乾燥地水資源の開発と環境評価」を平成21年度に更新し、「乾燥地における土地・水資源の適正管理と有効利用」に新たに取り組むとともに、農学研究科留学生のための乾燥地農学特別プログラムを活用したJICA学位取得型課題別研修を実施する。また、砂漠化の進む中南米地域の乾燥地科学指導者育成のため、「農業技術教育基地」を設置することを検討する。
- 3) 乾燥地・半乾燥地を有する諸外国を対象として研究・技術協力を積極的に推進する。
- 4) 日本人研究者、学生の海外派遣を推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- 1) 外来診察室における患者プライバシー保護を充実させる。

- 2) 次期中期目標期間に向けて、病院経営に関するマスタープランに基づき第二期中期計画を策定する。
- 3) 運営諮問会議での外部有識者からの提言等を活用し、効率的な病院経営を行う。
- 4) 月例報告の評価加点表、診療実績等の伸び率及び診療科別改善ポイントシートを基礎としたインセンティブ経費を配分することにより、病院経営における貢献を予算に反映させる。
- 5) 各科別病床数について、病床稼働率及び病床回転数により見直しを行い、病床の効率的な運用を図る。
- 6) 医薬品、医療用消耗品の集約化を推進し、在庫削減等、固定経費の節減を図る。
- 7) 医療業務従事者の安定的な確保を図るため、特定任期付職員を採用する。
- 8) 医療事務専門職員の研修教育を充実する。
- 9) 地域医療機関と連携し、救命救急センターの効率的運用を図る。
- 10) 救命救急センター外来部門の改修計画を検討する。
- 11) 総合周産期母子医療センターを核として、地域周産期医療ネットワークを構築し、地域医療に貢献するとともに、産科医及び小児科医の人材育成に努める。
- 12) 「がんセンター」については、都道府県がん診療連携拠点病院（平成20年2月指定）に相応しい診療体制の充実を図る。
- 13) 病院機能の充実を図るため、診療情報管理センターなど新たな組織の設置を検討する。
- 14) 他の医療機関からのFAXによる外来診察予約制の推進を図る。
- 15) クリティカル・パスを増やし、適用率の向上を図る。
- 16) 地域連携パスを拡大充実する。
- 17) 治療成績の公表を推進する。
- 18) 医療安全管理の充実に努め、医療安全と医療の質の向上を図る。

○良質な医療人養成の具体的方策

- 1) 全人的医療人養成プログラムの充実を図る。
- 2) FDを活性化し、特にクリニカルクラークシップの充実を図る。
- 3) 卒後3年目以降の専門医養成のためのプログラムを充実させる。
- 4) 卒後初期臨床研修医のマッチング率を向上させる。
- 5) コメディカルの実務実習を積極的に受け入れるとともに、受入体制を充実させる。
- 6) 医の倫理、患者の権利の尊重、個人情報、情報セキュリティなどの教育研修を充実させる。
- 7) 看護師、薬剤師等コメディカル職員の研修教育を充実し専門資格取得を推進する。
- 8) 総合メディア基盤センターは、がんセンターが実施する「地域がんプロフェッショナル養成プロジェクト」のテレビ会議システム、e-Learningシステムの運用を支援する。
- 9) 教職員支援として実施している附属病院内に開設した出張図書館利用講習会について、利用者のニーズに応じ、開設曜日、日数、時間、サービス内容の拡充に努める。

○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- 1) 先端医療技術開発への学内外の基礎医学者などの参加を推進し、トランスレーショナル・リサーチの推進を図る。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- 1) 専門看護師を積極的に養成し、適正配置を図る。
- 2) 地域医療機関と連携した診療機能の分化について検討する。
- 3) 地域医療機関との連携による医療体制の構築事業を推進する。
- 4) 鳥取県及び鳥取県医師会と連携し、地域医療を支える医師確保対策を推進する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- 1) 大学教員と附属学校教員で立ち上げた共同研究体制のもとに、共同研究プロジェクトを推進する。
- 2) 教育職員免許状取得希望学生の教育実習の充実について、全学的な教育実習委員会において検討し、改善を推進する。
- 3) 生涯教育総合センターと連携し、教育実習の充実を図る。

○学校運営の改善に関する具体的方策

- 1) 各種委員会の充実を図り、教育・研究の企画、立案能力の向上を図る。
- 2) 各附属学校園の学級数・学級定員等の適正規模について、少子化、公立学校との関連を考慮しながら、「附属学校園の将来構想」(平成20年3月)に沿って、具体案を検討する。
- 3) 附属特別支援学校高等部に設置した専攻科の教育を充実させる。

○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- 1) 少子化により志願者数が減少傾向にあることに伴い、幼小、小中の連絡入学を含めて入学試験の内容・方法等についての検討を継続して行い、その具体化を進める。

○公立学校との人事交流に対応した体系的な職員研修に関する具体的方策

- 1) 鳥取県教育委員会との人事交流協定に基づき、公立学校教員との人事交流を行う。
- 2) 積極的に研究会、研修会に参加して、教員の資質向上を図る。

○地域貢献に関する具体的方策

- 1) 研究成果の公開、情報提供をホームページ・広報誌等を活用して積極的に行う。
- 2) 附属学校部ホームページの充実を図る。
- 3) 鳥取県教育センター研修者へ、臨床的研究の場を提供する。
- 4) 地域の高校生等に、インターンシップ体験の場を積極的に提供する。
- 5) 授業研究会及び協議会を開催する。
- 6) 公立学校教員とのピュア・レビューを実施する。
- 7) 地域のセンター的機能として、附属特別支援学校の専門相談や「ふよう教室」、附属幼稚園の子育てに関する情報提供及び相談の場としての「ぴよんぴよんサークル」を実施するなど地域のニーズに対応可能な場とする。

○各附属学校園相互の連携を深める具体的方策

- 1) 幼、小、中一貫したカリキュラムの開発を継続して検討する。
- 2) 異年次交流(各学校園交流)を継続して実施する。
- 3) 各附属学校園の教員の相互乗り入れによる授業を引き続き実施する。
- 4) 合同研修会を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 1) 学長、理事4名、副学長6名で引き続き執行体制の強化を図り、効率的・機動的な大学運営を行う。
- 2) 学長、理事、副学長及び幹部事務職員で組織する企画調整会議において大学の健全な経営を図るため、全学的観点に立った経営戦略を引き続き検討する。
- 3) 学長管理定員については、組織の改廃、定員・人件費削減と併せて検討の上、教員

及び事務系職員の学長管理定員を確保するとともに、定員配置等について人事委員会で検討し、逐次実施する。

- 4) 学長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、企画調整会議等を活用しながら、経営戦略の円滑な推進を図る。
- 5) 学長のリーダーシップの下、学部の枠を超えた中央経費として学習環境・教育研究環境整備費、学長経費、地域貢献支援事業費を確保し戦略的な運営を行う。
- 6) 財務諸表の解析を進め、その結果を経営戦略に活用する。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 1) 各常置委員会等において、人材活用、財政運営、組織再編などを全学的視点で行う方法等について継続して検討し、逐次実施する。
- 2) 平成16年度の法人化に合わせて設置された常置委員会について、運営体制、審議事項等が、所期の目的を達成しているか検証するとともに、委員会の再編成を検討する。
- 3) 効率的・機動的な意思決定システムとして執行体制、部局の意見・意向等を役員会等に反映させるために設置した組織（学長・理事懇談会）を引き続き運営する。

○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- 1) 学部長のリーダーシップを発揮するため、昨年度に引き続き副学部長を3人体制の下、機動的な学部運営を行う。
- 2) 教授会の審議事項等を精選するとともに、代議員会による機動的・戦略的な学部等運営を行う。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- 1) 教員及び事務職員等で構成される常置委員会等において、全職員が一体となって大学経営の企画立案を行う。
- 2) 教育研究組織の再編を視野に入れつつ、事務組織の見直し、事務の合理化を継続的に検討・実施する。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- 1) 平成21年度予算編成方針に基づき、戦略的に取り組む施策に必要な経費を予算編成に盛り込み、重点的に配分する。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- 1) 経営協議会等の外部有識者を十分活用し、大学経営に社会の意見を積極的に反映させる。
- 2) 専門知識・技術が必要とされる部署・専門分野等について引き続き検討し、必要に応じて適材を登用していく。

○内部監査機能の充実に関する具体的方策

- 1) 学長直属の内部監査課において、監事や会計監査人との連携を強化しながら、内部統制を勘案した監査計画に基づき、会計、安全、業務等大学の諸活動の監査を実施するとともに、監査マニュアルの整備を進め、監査機能の万全を図る。

○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- 1) 国立大学法人職員の採用試験・研修等の企画・運営について、職員を派遣するなど積極的に協力する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- 1) 教育研究について自己点検・自己評価を実施する。
- 2) その結果を経営協議会、教育研究評議会の審議に付し、その結果を踏まえ、教育研究組織の再編・見直し等を行う。
- 3) 教育研究組織の設置改廃については、学部長等は学長へ又は学長自ら提案し、教育研究評議会で審議し、役員会の議を経て決定するとともに、その決定に基づき、設置審査を受けるもの、届出をする必要があるものについては、文部科学省と調整する。

○教育研究組織の見直しの方向性

- 1) 教育支援委員会で教育サービスに関する機能の拡充を図る方法を継続して検討する。
- 2) 医学部附属脳幹性疾患研究施設と医学系研究科との連携を密にし、脳幹性疾患研究施設の改組について検討する。
- 3) 医学部技術部の一層の充実を図る。
- 4) 染色体工学研究センターの設置を図り、再生医療等の研究分野を全学の協力を得て一層の推進を図る。
- 5) 第二期の中期計画に向けて、医学科分野の改組や大学院医学系研究科の改組について検討する。
- 6) 「ものづくり教育実践センター」を更に充実させ、ものづくり教育の拠点とする。
- 7) 農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター及び附属菌類きこの遺伝資源研究センターの充実を図る。
- 8) 農学部獣医学科では、教育の充実を目的として他大学との連携教育について具体的な検討を開始する。
- 9) 乾燥地研究センターは、平成22年度から実施される「共同利用・共同研究拠点」に申請し認定を受けられるよう、研究組織の再編等について検討する。
- 10) 附属学校園の在り方や体制を継続して見直し、教育の改善・充実を図る。

3 職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 1) 事務・技術職員の人事評価の評価者を対象に、評価の統一性の確保、評価結果の信頼度の向上・維持を図るため、評価の基本的考え方・ルール等について研修を行うとともに、職員面談を職員の育成、能力開発に有効に活用する。
- 2) 事務・技術職員の人事評価結果に基づき、より適切にインセンティブを付与する方策について検討を進める。
- 3) 附属学校園教員の人事評価については、人材育成の活用の観点から、インセンティブ付与の資料として有効活用する方策、実施項目及び内容の検討を行う。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- 1) 平成18年度に定めた事務系職員の選考採用の基準に基づき、専門知識、技術を有する者の採用を検討する。
- 2) 兼業許可において弾力的な運用を行う。
- 3) 人材の有効活用と組織の活性化のため、引き続き柔軟な勤務形態について検討する。
- 4) 職員が仕事と子育てを両立できる働きやすい労働環境の整備を推進する。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- 1) 教員の流動性を確保するため、引き続き任期付教員を採用するとともに、「鳥取大学教員選考に関する基本方針」に基づき、適正な教員選考を行う。

○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- 1) 外国人・女性教員の採用にあたっては、「鳥取大学教員選考に関する基本方針」に基

づき、選考の公明性及び透明性を図り、積極的に登用する。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- 1) スタッフ・ディベロップメントの強化策として、職員の専門性の向上を図るため、学外研修への参加を促進する。
- 2) 人事交流により、職員の能力の向上及び組織の活性化を図れるよう引き続き他大学、地方自治体、民間等と積極的に人事交流を行う。
- 3) 障害者雇用については、法定雇用率（2.1%）の達成に努める。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- 1) 総人件費改革の実行計画を踏まえて決定した平成22年度までの定員削減計画に基づき、引き続き平成17年度人件費予算相当額の概ね1%の人件費抑制を図る。
- 2) 事務組織の再編、人員の適正配置等について検討を行い、限られた人材の有効活用を図る。

○職員の倫理保持、ハラスメントの防止の方策

- 1) ハラスメントの防止に関する講習会の開催等により、職員の意識啓発を行い、ハラスメント防止に努める。
- 2) 競争的資金の管理運営について定期的に説明会やアンケート調査を行い、コンプライアンス意識の啓発と適正な運用に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- 1) II-3の「中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策」に記載したとおり、事務組織の編成、人員配置について継続して検討する。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- 1) 業務の効率化、適正な人員配置による経費節減の観点から、アウトソーシングの導入及び高年齢継続雇用者の業務内容について引き続き検討する。
- 2) 旅費システムの利用率向上に努めるとともに、財務会計システムの平成22年度本稼働に向けた更新を図り、業務の効率化・合理化を促進する。
- 3) 生活支援サービスの充実を更に図るため、アルバイトや家庭教師の情報提供及び紹介などについて、アウトソーシングの導入を検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- 1) 科学研究費補助金の採択件数と採択額の向上を目指し、申請書作成の助言支援制度を継続して実施するとともに、引き続き説明会等を開催する。
- 2) 教員面談情報や、企業対応データベース、科学技術相談案件から可能性のあるものを受託研究等にコーディネートし、外部資金の増加を図る。
- 3) 本学が独自に開発した文部科学省等の省庁・関連機関や各財団等が公募している各種競争的外部資金のデータベースシステムを活用して、公募期限の徹底や、該当する研究者への照会など申請と採択に向けた取り組みを強化する。
- 4) 受託研究、共同研究、奨学寄附金の件数を増やすため、ホームページの研究者一覧の内容等を充実させ、積極的にPRを行う。
- 5) 企業等のニーズと大学の有するシーズのコーディネート活動を活発化させ、共同研究、受託研究の増加を図る。
- 6) 国立大学法人の運営に資するため、適切な間接経費を賦課する。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- 1) 余裕金の効率的な資金運用，大学広報誌等への有料による紙面提供などにより，収入の増加を図るとともに，収益性が考えられる各種業務について，収入増の可能性を引き続き検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- 1) 業務の外部委託，調達方法の見直し，事務の効率化，光熱水料の節減等により，管理的経費の縮減に努める。また，RI施設は，引き続き自前で作業環境測定を実施する。
- 2) 大学経費削減推進会議，病院経費削減推進会議において経費削減の施策を計画し，実行する。
- 3) II-3「中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策」に記載したとおり，職員配置の適正化等により人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- 1) 土地：引き続き利用状況の再点検を行い，全学的視点に立った効果的・効率的な運用・管理について検証する。
- 2) 設備：各種計測・分析機器の集中管理を一層進めるとともに，大型設備についても，学内共同教育研究施設に設置する等，効率的な運用に努める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- 1) 大学評価委員会を中心に，部局評価委員会等との連携を図り，教育・研究等の諸活動について，継続的に自己点検・評価の方針，計画等について検討し実施する。
なお，平成21年度は，大学の教育研究等の諸活動に関して外部評価を実施する。
- 2) 各種の大学情報等をデータベース化し，利活用できるシステムを開発する。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- 1) 評価結果に基づき，部局にあってはその長，法人にあっては学長はその改善に努める。
- 2) 評価結果はホームページ等を活用し，引き続き公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- 1) 教育研究及び社会貢献等の活動や成果などの情報集積に努めデータベース化を推進する。
- 2) 本学が行うイベント情報等について，各種メディア・媒体による学内外への積極的な情報発信及び広報活動を行う。
- 3) 広報委員会を中心に，情報公開及び情報開示について積極的に対応する。
- 4) マスコミ関係者との連携をより一層密にする。
- 5) 各学部等のホームページの充実，更新に努める。
- 6) 国際化への体制整備に向けて，大学紹介パンフレット及びホームページの多言語化に取り組む。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1) キャンパス単位の施設整備マスタープランを大学全体として整理するとともに、施設の整備状況についてフォローアップを行う。
- 2) 施設マネジメントとして有効利用状況の調査を行い、若手研究者及び女性研究者のスペース、学生スペース、共用スペースの創出に活用する。また、部局の改善要望や施設パトロールでの改善事項を、緊急度、優先度等を評価表により数値化し、順位を定めて、施設維持管理費の計画的・効率的な実施を行う。
- 3) 耐震性の確保及び教育研究ニーズに対応した施設整備、アメニティ環境の向上のために老朽施設の再生を図り、安全安心な施設整備を推進する。
- 4) 施設整備マスタープランに基づいた施設計画、交通計画を推進し、駐車場・駐輪場等の整備、施設のユニバーサルデザイン化を図る。
- 5) 省エネ機器の使用、省エネパトロール等を実施するとともに、医学部附属病院では、ESCO (Energy Service Company) 事業の運用を開始する等、省エネルギーの推進を図る。
- 6) 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」による「環境報告書」を作成・公表するとともに、学生・職員の環境意識の向上に活用する。
- 7) 学生・職員の参加によるキャンパスの美化活動を年3回実施する。
- 8) 毒劇物関係法令、化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）、環境汚染防止関係法関連の化学物質について、より一層適正な管理を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- 1) 労働安全衛生法等に対応する労務・保健担当の人事課、安全担当の企画環境課が中心となって、衛生管理・安全管理・危機管理・事故防止の観点から労働安全衛生法等に定める必要な措置を講じ、安全衛生管理に努める。
- 2) 職員の健康保持・増進を図る。
- 3) 衛生管理者等資格の取得促進を図る。
- 4) RI安全管理体制強化のため、教職員の中から第1種放射線取扱主任者の資格取得を促進する。
- 5) リスク管理規則に基づき、具体的な要領やマニュアル等により危機管理体制の強化に取り組む。
- 6) 生命機能研究支援センターは、各安全委員会と連携し、遺伝子組換え実験、動物実験、RI実験等に対する安全管理の強化を図る。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

- 1) 学生の実験・実習及び卒業研究中の安全確保を図るため、入学時等に事故防止についてのガイダンスを行うとともに、安全マニュアル等を作成し周知徹底する。
- 2) 新入生に対して情報倫理講習会を実施する。
- 3) 情報委員会と総合メディア基盤センターが協力してセキュリティ向上に必要な環境整備を行うとともに、職員、学生等の利用者に対する研修を行う。
- 4) 放射線法定教育訓練を新規及び継続利用者に対して年2回以上適宜実施するとともに、教育訓練の内容に関しては適宜見直しを図る。
- 5) 附属学校園の児童、生徒、幼児が安全、安心な生活を送ることができるよう安全の確保に努める。また、通学途上の安全確保のための具体的手段・方法の確認・徹底を図る。
- 6) 鳥取地区の防犯対策、及び学生等の安全確保を図るため、セキュリティポールの増設について検討する。

Ⅵ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

1) 短期借入金の限度額

28億円

- 2) 想定される理由：運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1) 附属病院施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び建物について、担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

- 1) 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(三浦)総合研究棟(地域学系)	総額 3,016	施設整備費補助金
・(三浦)附属図書館		(1,392)
・(白浜他)学生寄宿舎		設備整備費補助金
・(医病)がんセンター		(244)
・(医病)基幹・環境整備		船舶建造費補助金
・医療器材洗浄滅菌システム		(0)
・手術支援システム		長期借入金
・小規模改修		(1,328)
		国立大学財務・経営センター 施設費交付金
		(52)

(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・整備の改修等が追記されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 1) 常勤職員数(任期付職員を除く) 1,865人
2) 任期付職員数 40人
3) 人件費総額見込み(退職手当は除く) 15,824百万円
4) 人事の計画は、Ⅱ-3「職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」の「柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策」、「任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策」、「外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策」、「中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策」に記載のとおり。
5) 技術職員組織の見直しについて引き続き検討する。
6) 人事・給与関係事務の簡素化を図る。
7) 図書館職員の専門性向上のための研修計画、並びに、業務に必要な知識を習得させる研修(OJT)による教育目標を策定し、質の高い図書館員の養成に努める。
1) 情報セキュリティ研修会を引き続き開催するなど、職員のITリテラシー向上に努め、

内部人材の全体的なレベルアップを図る。

3 災害復旧に関する計画

- 1) 災害等により施設が被災した場合には，復旧整備をすみやかに行う。

別紙（予算，収支計画及び資金計画）

1. 予算

平成21年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,112
施設整備費補助金	1,392
設備整備費補助金	244
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	640
国立大学財務・経営センター施設費交付金	52
自己収入	19,115
授業料，入学金及び検定料収入	3,706
附属病院収入	15,000
財産処分収入	0
雑収入	409
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,393
引当金取崩	0
長期借入金収入	1,328
貸付回収金	0
承継剰余金	257
目的積立金取崩	791
計	36,324
支出	
業務費	25,750
教育研究経費	14,677
診療経費	11,073
一般管理費	2,990
施設整備費	3,016
船舶建造費	0
補助金等	640
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,393
貸付金	0
長期借入金償還金	2,278
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
国からの承継賠償金支払金	257
計	36,324

[人件費の見積り]

期間中総額 15,824百万円 を支出する。(退職手当は除く)

(うち，総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額11,019百万円)

「施設整備費補助金」は，前年度よりの繰越額のうち使用見込額1,289百万円

注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち，前年度よりの繰越額からの使用見込額9,462万円

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	32,625
經常費用	32,368
業務費	30,030
教育研究経費	6,684
診療経費	5,649
受託研究経費等	919
役員人件費	98
教員人件費	8,354
職員人件費	8,326
一般管理費	820
財務費用	688
償還金の利息642+リース資産支払利息46	
雑損	0
減価償却費	830
臨時損失	257
承継剰余金（訴訟分）	
収益の部	32,749
經常収益	32,492
運営費交付金収益	10,998
授業料収益	3,119
入学金収益	456
検定料収益	120
附属病院収益	15,000
受託研究等収益	919
補助金等収益	620
寄附金収益	442
財務収益	5
受け取り利息（国債運用分）	
雑益	425
予算の雑収入+施設整備補助金の附帯事務費	
資産見返運営費交付金等戻入	210
資産見返補助金等戻入	3
資産見返寄附金戻入	147
資産見返物品受贈額戻入	28
承継物品の減価償却額	
臨時利益	257
承継剰余金（訴訟分）	
純利益	124
目的積立金取崩益	117
総利益	241

注)附属病院における長期借入償還金(元金)と減価償却費との差額1,366百万円

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
資金支出	37,901
業務活動による支出	30,947
投資活動による支出	3,193
財務活動による支出	2,278
翌年度への繰越金	1,483
資金収入	37,901
業務活動による収入	32,260
運営費交付金による収入	11,112
授業料・入学金及び検定料による収入	3,706
附属病院収入	15,000
受託研究等収入	919
補助金等収入	640
寄附金収入	474
その他の収入	409
投資活動による収入	1,688
施設費による収入	1,688
その他の収入	0
財務活動による収入	1,328
前年度よりの繰越金	2,625

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

地域学部	地域政策学科	199人
	地域教育学科	199人
	地域文化学科	183人
	地域環境学科	179人
医学部	医学科	485人
	（うち医師養成に係る分野	485人）
	生命科学学科	160人
	保健学科	510人
工学部	機械工学科	260人
	知能情報工学科	240人
	電気電子工学科	260人
	物質工学科	240人
	生物応用工学科	160人
	土木工学科	240人
	社会開発システム工学科	240人
	応用数理工学科	160人
	農学部	生物資源環境学科
獣医学科		210人
（うち獣医師養成に係る分野		210人）
地域学研究科	地域創造専攻	30人
	（うち修士課程	30人）
	地域教育専攻	30人
	（うち修士課程	30人）
医学系研究科	医学専攻	204人
	（うち博士課程	204人）
	生命科学専攻	35人
	（うち修士課程	20人）
	（うち博士課程	15人）
	機能再生医科学専攻	43人
	（うち修士課程	22人）
	（うち博士課程	21人）
保健学専攻	42人	
（うち修士課程	34人）	
（うち博士課程	8人）	
臨床心理学専攻	6人	
（うち修士課程	6人）	
工学研究科	情報生産工学専攻	13人
	（うち博士課程	13人）
	物質生産工学専攻	3人
	（うち博士課程	3人）
	社会開発工学専攻	5人
	（うち博士課程	5人）
	機械宇宙工学専攻	90人
	（うち修士課程	78人）
	（うち博士課程	12人）
	情報エレクトロニクス専攻	102人
（うち修士課程	90人）	
（うち博士課程	12人）	
化学・生物応用工学専攻	68人	
（うち修士課程	60人）	
（うち博士課程	8人）	

農学研究科	社会基盤工学専攻		88人
	(うち修士課程	78人)	
	(うち博士課程	10人)	
	生物生産科学専攻		26人
	(うち修士課程	26人)	
	農林環境科学専攻		27人
	(うち修士課程	27人)	
	農業経営情報科学専攻		8人
(うち修士課程	8人)		
フィールド生産科学専攻		25人	
(うち修士課程	25人)		
生命資源科学専攻		21人	
(うち修士課程	21人)		
国際乾燥地科学専攻		15人	
(うち修士課程	15人)		
連合農学研究科	生物生産科学専攻		18人
	(うち博士課程	18人)	
	生物環境科学専攻		18人
	(うち博士課程	18人)	
	生物資源科学専攻		12人
(うち博士課程	12人)		
国際乾燥地科学専攻		3人	
(うち博士課程	3人)		
附属幼稚園	160人	学級数	5
附属小学校	480人	学級数	12
附属中学校	480人	学級数	12
附属特別支援学校	60人	学級数	9